



〇●〇治験管理センターニュース〇●〇

第 22 号 2006. 3. 13

早春とはいえ、まだ小雪のちらつく日々が続いております。

治験管理センターニュース 22 号をお届け致します。

今回のニュースは主に平成 18 年度の経費算定方法等について記載しておりますので、ご覧頂きますようお願い申し上げます。

重要

■平成 18 年度の経費算定方法について■

平成 18 年度より経費算定方法の変更を行い、新規契約の治験については治験経費の一部出来高払いを導入するなど大幅な見直しを予定しております。この経費算定方法の変更により、治験の実施状況をふまえた経費請求になるものと存じます。主な変更点は以下の通りです。

- ① 出来高払いの導入
- ② 審査費、治験薬管理費等の費目の設定
- ③ 脱落症例にかかる経費の設定

なお、この新しい経費算定方法の詳細につきましては治験管理センターHP（新着情報）上に新年度の経費算定要項をアップしておりますので、そちらをご参照下さいますようお願い致します。

ホームページアドレス：<http://www2.huhp.hokudai.ac.jp/%7Ectc-w/>

ご不明な点などございましたら治験管理センターまでご連絡下さい。

■因果関係の否定できない有害事象発生時の医療費請求方法の一部変更について■

平成 18 年 3 月から特定療養費算定期間中に発生した有害事象で、当該プロトコールに規定された来院時に治療のため追加で薬剤を処方した場合、原則 下記のように費用の請求方法を変更させていただきます。

現 行：当日の医療費の被験者自己負担分を治験依頼者様に請求



変更後：有害事象治療のために追加処方された薬剤の薬剤費（10割）を治験依頼者
様に請求

※ ただし、有害事象治療のために検査・画像診断、投薬以外の治療行為を行った場合、及びプロトコール規定外の有害事象治療のための来院の場合は従来通りといたします。

これまで本院では被験者に発生した因果関係が否定できない有害事象治療のために掛かる医療費については、その当日の被験者自己負担分を治験依頼者様に請求させて頂いておりました。これに対して多数の依頼者様より医療費の通常診療分と有害事象の治療分との切り分け請求のご要望があり、今回の変更に至りました。

なお、現行通りの医療費の請求方法を希望される場合はご相談ください。

■事務局からのお知らせ■

◆IRB開催予定日

4月：4月18日（火）

5月：日程は未定です。



◆会議室状況

3月中旬～末日まで大変混み合っておりますのでSDV、アポイント等、お申込みの際はお気をつけ下さい。

◆人事について

3月1日付けで看護師の佐藤早基子がCRCとして加わりました。宜しくお願い致します。

また、3月31日付けでCRCの進藤ゆかり・河合睦美が退職致します。大変お世話になりました。
